

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
司会	それではただいまから、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会平成 21 年度第 1 回会議を開催いたします。 さて、評価委員の皆様には、本年 9 月 19 日から 2 年間の任期で当評価委員会の委員に御就任いただいております。改めてよろしくお願い申し上げます。 ここで今回新たに御就任いただきました、弁護士の細沼委員を御紹介申し上げます。細沼委員、ごあいさつをお願いいたします。
細沼委員	新任の細沼早希子と申します。沼津市内に法律事務所を設けまして弁護士をしております。身近な人間の治療などを通じ、適切な医療を受けられるありがたさというものを実感し、また病院などで働く人々の御苦労というものも少しはわかるような気がいたします。精いっぱい委員を務めたいと思います、よろしくお願いいたします。
司会 <u>議題 1</u> <u>委員長の選任</u>	ありがとうございました。ここで本来でしたら委員の皆様、病院機構理事、県関係者を御紹介申し上げるところですが、席次表をもってかえさせていただきます。 それでは早速ですが、次第に沿って議事に移りたいと思います。 まず、議題 1 の当評価委員会の委員長の選出及び委員長代理の指名についてです。 最初に委員長の選出についてですが、今回新たな任期での初めての会議になりますので、資料 1 にありますとおり評価委員会条例第 4 条第 1 項の規定に従いまして、委員の互選によって委員長を定めることとなります。委員長の選任について何か御意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。
篠原委員	委員長でございますけども、平成 20 年度の委員会でも委員長を務めておりました平賀委員、大変医療について造詣の深い方でございますのでぜひ引き続き委員長をお願いしたいと思います。
司会	ただいま、委員長に平賀委員をという御意見がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」との声あり）ありがとうございました。今期の評価委員会の委員長に平賀委員が選出されました。これ以降の進行は平賀委員長をお願いいたしますが、その前に平賀委員長から委員長就任のごあいさつをお願いいたします。
平賀委員長	皆様大変お忙しいところ、この評価委員会にお集まりいただきありがとうございます。私もこの問題につきましては、法人発足前からおつき合させていただき、評価委員会の議論を通じ、地方独立行政法人静岡県立病院機構がこの 4 月から無事スタートする運びとなりました。この 4 月発足ですが、ちょうど今 7 ヶ月程過ぎたところで、第 3 ・ 四半期に入った途中になっているところで、また委員長に御指名いただきましたので、今期も全うできるように努力してまいりたいと思います。評価委員の先生方をはじめ、各関係者の皆様方にもぜひ御協力をよろしくお願いいたします。以上、簡単ですがごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いします。
<u>議題 1</u> <u>委員長代理の指名</u>	それでは早速議事を進めさせていただきます。まず、委員長が欠けた場合その代理を務める委員長代理を決めることになっておりまして、評価委員会条例第 4 条第 3 項、お

平成21年度 第1回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
(平賀委員長)	手元に資料があると思いますが、その代理者は委員長が指名するということになっておりますので、私の方から御指名させていただきます。
議題 1	
<u>委員長代理 の指名</u>	これは、これまでも御専門の立場からこの地方独立行政法人に関しましてたくさん御提言いただきましたし、それから経営分析が御専門であります北大路先生にぜひまた委員長代理ということで御尽力をお願いしたいと思います。先生、よろしくお願いします。
	それでは次に移りますが、議題の2の評価方法についてということで、委員会の審議を進めたいと思います。早速事務局の方から御説明をお願いします。
松浦医療健康局 参事	それでは資料に沿って説明します。お手元の資料2、地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針(案)をご覧ください。この当評価委員会の評価にあたっては、このような基本方針をまず定めることとしたいと考えております。
議題 2	
<u>評価方法</u> (基本方針)	まず、1の目的ですが、当評価委員会にお願いする評価は、機構の業務運営の改善を促し、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保などに資することを目的とするものです。
	次に2の基本的な考え方につきましては4つのテーマがあり、まず(1)には定款の目的を掲げておりまして、これに沿うこととしております。(2)には地方独立行政法人法第2条が求めます効果的・効率的な実施を掲げており、(3)には同じく法律第3条が求めています、特に地方独立行政法人の特徴である公共性・透明性・自主性を掲げております。最後に(4)につきましては、知事の方針書である中期目標に沿うことを掲げております。
	次に3の評価方法ですけれども、法令に基づき年度評価と中期目標期間での評価を行っていただきます。まず(1)の年度評価は、アにありますとおり機構から提出される各事業年度の業務実績報告書をもとに、中期計画の実施状況の調査分析を行って総合的に評価いたします。また評価結果を次の事業年度の計画に反映させるため、年度途中で暫定評価を行っていただきます。次に(2)の中期目標期間評価についてですが、これも機構から提出される中期目標期間の業務実績報告書をもとに、中期目標の達成状況の調査分析を行って総合的に評価します。中期目標期間評価につきましても、次の中期目標の策定に反映させるため期間の途中で暫定評価を行います。なお詳細につきましては本日の議題ではなくまた別に定めていきたいと考えております。
	次に4、その他のところですが、評価委員会は客観的かつ中立公平に評価を行うようにお願いするものでございます。以上が基本方針でございます。
(評価要領)	続きまして、資料3、地方独立行政法人静岡県立病院機構の事業年度の業務実績に係る評価要領(案)ですが、このうち、2の評価の着眼点をご覧ください。年度評価につきましては、業務運営の改善等に加え機構、県立病院に対する県民の信頼を高めること、機構職員のモチベーションを高めること、それから機構運営に必要な支援を県が理解することの3点を着眼点として評価していただきます。次に4の評価方法をご覧ください。まず業務の実績報告ですが、記載のとおり業務実績報告書が病院機構から当評価委員会へ提出されます。具体的な記載例は次の資料4をご覧ください。4-2 ページですが、まず

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
松浦局参事 議題 2 評価方法 (評価要領) (業務実績報告書記載例) (評価要領) 平賀委員長	機構の概要と、当該事業年度における業務実績報告の中で対象期間が記載されます。次の 4-3 ページには、業務実績全般ということで、機構全体及び病院ごとに記載してもらいます。この内容につきましてはそれぞれ総括、各種指標及び特記事項から構成されるものと考えておりますが、これはあくまで記載例ですので、詳細につきましては今後詰めていきたいと思ひます。次に 4-5 ページをご覧ください。これは 3 の項目別実績ということで記載してもらいます。法令上、評価が中期計画の実施状況を調査分析して行うという定めがありますことから、中期計画及び年度計画の項目に従って区分して、項目ごとに計画実施のための手段、あるいは行動計画を示した上でそれについての実績を記載してもらいます。さらに実績に対する自己評価を行いますけれども、評価の区分として A～C とし、右上に凡例がありますが、A は計画に対し十分に取り組み成果も得られている。B は計画に対し十分に取り組んでいる、C は計画に対する取り組みは十分ではないとの 3 区分にしたいと思ひます。自己評価にあたり、A～C に区分した理由とさらに課題を記載してもらいます。この 4-5 ページから 4-7 ページが各病院の医療事業について、4-8 ページが地域支援に係る記載例、4-9 ページが業務体制の記載例ですが、全体で概ね 15～20 ページ位と考えており、今回お示ししているのはそのうちの一部です。 それで先ほどの資料 3 の方にお戻り願ひます。3-2 ページ中ほどに (2) 法第 28 条に基づく年度評価とあります。ただいまの業務実績報告書を基に中期計画の実施状況の調査分析をしていただきます。(3) 暫定評価も同様の手続で行いますが、順番は暫定評価を行い、その後この評価を行うということになります。したがってまず病院機構から年度途中での業務実績報告書の提出、それを基に調査分析、具体的には評価委員と機構本部及び各病院との意見交換を通して行いたいと考えております。その意見交換を踏まえ、来年の 2 月頃に評価委員会を開催して暫定評価を決定していきたいと考えております。 次に最終の業務実績報告書ですが、これは県の規則上提出期限が年度終了後 3 ヶ月以内という定めがありますので、6 月頃に機構から提出され、調査分析及び評価は来年の 7 月から 8 月頃になると思われまふ。法令に則った最終の評価は、暫定評価を踏まえ最終の業務実績報告書を基に評価委員会において決定するという予定です。 次に 5 の通知をご覧ください。最終の評価を行った後は機構にその結果を通知し、必要があれば業務運営の改善その他の勧告を行います。 6 の報告及び公表方法ですが、評価委員会は機構に評価結果を通知したときはその内容を知事に報告するとともに公表いたします。なお、知事は県議会、9 月議会を想定しておりますが、県議会に報告することとなります。以上でございます。 ただいま評価方法について御説明がありましたが、各委員の方から何か御質問なりございましたら遠慮なく意見をお願いしたいと思ひます。資料が 2 と 3 で、資料 2 の方が基本方針、それから 3 の方が評価要領ということで、ちょっと分けて、基本方針と評価要領ということになっているものですから、まず基本方針を先に見ていただいてここで御質疑があれば基本方針について審議したいと思ひますけどいかがでしょうか。 どうぞ、篠原委員。

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
篠原委員	御説明の内容は、業務実績報告を基にこの評価委員会で最終評価をすると理解しましたが、例えば先ほどの報告書の中で、自己評価の欄で A B C という形で自己評価をされてきたものに、この委員会では最終的にこれは A ではなくて B ではないか等、そういう評価をするということと解釈してよろしいでしょうか。
平賀委員長	いかがでしょうか。確かに具体的な評価委員会の作業がわかりにくいところがあるかと思って今の御質問につながっていると思うんですが、いかがでしょう。この委員会としての作業ですね、どうぞ。
松浦局参事	報告書に記載されるのはあくまで自己評価で、そう評価したことに対する理由や課題がここで明らかになってきます。そうしたときに評価委員の先生方から、今御指摘があったような具体的な評価をどうするかについての御意見等が出てまいると想定されます。そういう御意見を各病院との意見交換の場で議論を深めていただく。その過程の中で各病院あるいは病院機構に対する評価なり、より改善するための課題等が明らかになってくると考えております。評価委員会として改めて A B C をつけ直すかどうかについては、そこは機構の自己評価ゆえ評価し直すこと自体が目的ではないと考えております。
篠原委員	自己評価をもとに評価委員会をやりますね、第三者評価ということが求められていると思うのです。これは他の評価委員会に私も出たことがあります、福祉サービスなどの評価で、結局マニュアルがあって自己評価をそのマニュアルに沿ってやっているかどうかを A B C D という段階でつけて、評価委員会の中では実際にマニュアルをベースにここのところができていないのではないかと、だからもう少し厳しく評価すべきではないかということをやっていたことがあります。ですからこの評価委員会では、本当に意見交換するのはいいと思うし、質疑応答があつてしかるべきだと思います。最終的にこれでいいですね、この評価でいいでしょうかという形でいいのか、あるいはこれはこの評価では困るから、これでは不満だから評価を変えていただきたいというような話までなるのか、その辺がちょっとわからない。
松浦局参事	個別の内容によっていろいろ違ってくると考えていますが、篠原委員が発言されたように最終的にこれは A ではなく B にすべきか、結果として C にするというのもあろうかと思いますが、我々が期待することは、そういう意見交換を通じて何か課題が明らかになって、それを翌年度また改善していくという流れになればいいと考えております。ものによっては、評価自体見直すべきとなるものもあろうかと思いますが。実際項目ごとにやってみないとわからないという部分もあるのではないかと思います。
平賀委員長	いかがでしょうか。この委員会としても具体的に評価する作業は初めてですから、まず取り組んでみないと見えてこない、評価の仕方自体も見えないところがあるかと思えます。この状態で明確かどうかわかりにくいところがあるかと思いますが、鍋倉委員、御質問どうぞ。

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
鍋倉委員	資料 2 の 2-1 ページの評価方法のところに、中期計画の実施状況の調査及び分析という言葉が出てくるので、先ほどの篠原委員の御質問とつながりますが、調査及び分析が自己評価表というか業務実績表ではないような気がします。もしその中に何か疑問点があれば、例えば結果とかそういうことを出していただいた上で評価を行うと思って読んでいましたが、この基になる資料というのがこれだけということですか。それとも何かこのところをもっと知りたいというのがあれば何か提出されるのか。それが意見交換の場なのか、それとも事前なのか、その辺がつかめないですけど。
平賀委員長	いかがでしょう。この今の基本方針と一応評価要領と分けてお話をしていただいた中で、この基本方針のところと評価方法と、確かに、年度評価の A に「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし」という記載があるので。この調査分析についてのご説明はいかがでしょう。
松浦局参事	お示ししてあります項目別実績など、これが業務実績報告書のすべてです。これを基に調査分析、具体的には意見交換をしてみますけども、その意見交換をする過程で当然議論が深まる中で、さらに必要な資料・データ等はその時点で明らかになってくるものと考えております。
鍋倉委員	そうすると最初からそれは提出されるのではなく、こちらでお願いすれば提出されるということですか。
平賀委員長	いかがでしょうか。基本的な資料は提出されるということですね。暫定評価をする上での資料は、年度途中ですけども、第 3・四半期の暫定で評価するというものですから、この 9 ヶ月経った地方独立行政法人としての病院の運営状況についての資料は提出されると解釈しております。 それを基にして不明な点や確認したい点について、病院の実際の経営の院長先生方や法人の方も交えて合同カンファレンスのような意見交換を行い、そこでこれをもっと知りたいので出してくれ、こういうことは要望できると思っております。いかがでしょうか。決まった資料だけでもってやるというわけではなくて、そこで必要なものを評価委員会の要望として提出される、そういう段取りではないでしょうか。
松浦局参事	大体そういうイメージでございます。すべての情報っていうのが非常に漠としている部分もありますので、やはり議論を深めていく中で焦点が定まっていくのではないかと、収斂されて、その中で必要なデータが確認できていくものと考えております。 また、実績の記載につきましても 4-5 ページの一番上に、行動計画に対する業務の実績の記載例、ここでは 24 時間体制の CCU の確立についての例示がございます。この様式における行動計画の実績を表す数字については、記載点に載っている程度のものは用意できるものと考えております。
平賀委員長	他に御意見ございますか。どうぞ、篠原委員。

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
篠原委員	今のご説明ですが、一番わかりやすいのは数字で示していただけるものは示していただく。目標が何%でどこまで達成できたか、あるいは目標が何人でどこまでいったというものが評価としてはわかりやすいと思います。具体的に言えば以前からこの委員会の中でもお願いしたように、例えば県立総合病院からの医師派遣について、目標はこれぐらいに設定したが現実はいくらぐらいという比較により、評価が出せると思うし、職員についてもプロパーを専任職員として入れるように、という話もしました。それは計画と実績という形で出していただく、数字を示していただくというのが大事だと思います。
平賀委員長	評価委員会からの要望として、なるべく数字を入れた実績報告を提出する、そうしないと評価のしようがないと思います。なかなか数字が出ないというところもあるかもしれませんが、過去に議論してきたことを踏まえ実績が判断しやすい資料をぜひ作っていただきたい、こういうことでよろしいでしょうか。
松浦局参事	評価委員会提出資料については、なるべく数字で表せるものは盛り込みます。
平賀委員長	他はいかがでしょうか。どうぞ、細沼委員。
細沼委員	記載例の 4-5 ページですが、上の項目のところにある「計画実施のための手段」それから「行動計画」、「業務の実績」、「自己評価」とありまして、この「計画実施のための手段」という項目を見ますと、ここが民主党のマニフェストのような大きな目標という位置づけになるのでしょうか。そしてそれを現時点で具体的にするための計画が、その大きな目標を実施するために次の「行動計画」があり、これらを実現するとその大きな目標が一気に達成できるというものなのか、たくさんあるけれども今の段階ではこれとこれとを継続して進めたいということなのか。最初から 100%理想的なものがこれに記載されているのか、どの辺のレベルであるのかお聞きしたいと思いました。最初から小さな目標を立てれば比較的達成は容易だと思いますが、一気に目標を実現することはなかなか難しいと思います。その辺どういう設定の仕方になっているのか、教えていただきたいと思います。
平賀委員長	いかがでしょうか。4-5 ページの表について、「計画達成のための手段」欄には、診療の目標あるいは計画などが記載されている、その次の「行動計画」欄も同様ですので、むしろ現場の先生方の方から少し御説明していただいた方がよろしいかと思います。いかがでしょうか、神原理事長
神原理事長	今の御意見に関しまして、説明させていただきます。細沼委員がおっしゃいましたように、私たちとしては計画実施というのはまず5ヵ年の中期計画がございますので、その中期計画を具体的に実現するために年度計画を策定し、今回「手段」のところに記載してあると私は理解しております。今年度はどういうプランを立てていけるのか、5ヵ年の間に実施することですので年度別に策定し、中期計画が最終的に5年後に達成できるように、今年度取り組めることは何かということ「手段」や「行動計画」で挙げさせていただき、これに対して「実績」としてどれぐらいのことができたのかということ

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
(神原理事長)	を、トータルとしては最終評価に委ねるわけであります。もちろんそのプロセスの中で、ここはもう少しこうしたらいい、あるいはここは初年度から取り上げるべきというような御意見があれば、ぜひそれはお教えいただき、全体としてももちろんですが、評価できるようなものが出てくれば、あるいは項目をあげて、その年度ごとにそのことをできるだけ達成できるようにしていく。自己評価に関しましては我々なりに判断しますが、もちろんいろいろな事情がありますし、また我々は当事者ですので、外からご覧いただくとちょっと違う御意見もあると思います。それについては我々の方からは状況を説明させていただきますし、あるいは別のアプローチがあるのではないかとという意見があれば、年度途中でもいただきまして、そしてさらに改善していこうと考えております。
平賀委員長	どうぞ、北大路委員。
北大路委員	確認ですが、中期計画は決定しているもので、今から評価委員会が変更できないということですのでよろしいですね。計画はもうこの通り進んでいて、これから議論するのは評価の部分ですね。だから逆に言いますと、今議論がされている部分で行動計画の方にもし疑義があったら、来年度の行動計画に反映させる、そういう話でいいでしょうか。
神原理事長	基本的には記載されていないことも当然やっておりますので、この辺も少し実績として述べればよいのではないかと考えています。計画については北大路委員のおっしゃるとおりです
平賀委員長	今までの御説明で「計画達成のための手段」欄に記載されているのは、概ね年度計画の内容で、1年間の計画が記載されている、また、中期計画の内容は5年で達成する目標において書かれているのが大部分だと思うのです。そして今北大路先生がおっしゃったように計画は既にもう作っておいて発足していますので、これに則って進んでいる。ただ、今までの説明の中で暫定評価という考えがあり、その議論によって次の計画の変更ってということが可能と思いました。その辺いかがでしょうか。そうしないと、柔軟性が失われることになります。この計画でやってきたけどもこここのところはやはり手直した方がいい。ただそれを即、その年度の計画では変更はできないと。それを活かすための暫定評価じゃないかと思います。将来に向かって活かすということはあると思いますが、いかがでしょうか。
松浦局参事	まさしくそういう迅速さや柔軟な見直しが暫定評価の目的となっておりますので、柔軟に病院機構の方で対応していくと考えております。
平賀委員長	次の計画を立てるときに役立たせる、暫定評価という評価目的もありますし、柔軟に考えていただいて我々の方で意見を言う。一番いい点は、やはり運営がよりよくいい形でできてくることだろうと思います。目標をストイックにしまうと法人化の意味が薄れ、行政が決めた通りという従来の形になってしまいます。それを打破するためにこの評価委員会があるわけで、その経験を積み重ねていくことが可能という利点があると思います。どうでしょうか、いいでしょうか。そういうような解釈でもって。

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
松浦局参事	まさしく我々もそういうような解釈のもとに、この方針なり要領を審議事項として提案していますので、そういう方向でぜひお願いしたいと思います。
神原理事長	追加でよろしいでしょうか。具体的に 4-5 ページには篠原委員ご指摘のとおり、業務の実績について数値が示されていないので、わかりにくいのだと思います。実際には関連した数値は提示いたしますので、それも参考にさせていただきながらご評価いただきたいと思います。
平賀委員長	今回は例示ということで実績がありませんが、次回は実績が記載されてくる、それではないと評価できないことになります。どうぞ。
北大路委員	私もお願いがありますが、4-3 ページ、今の実績報告書の 2 の「業務実績全般」という項目ですが、ここはぜひコンパクトに基本情報をいただきたいと思います。絶対各委員必要だと思います。機構全体はもちろん、それぞれ病院ごとに同じパターンでデータをいただけるということですが、ここでまず一番基本的な実績データ、共通の項目について、しかしそれぞれの業務ごとに記載していただく。できればここにデータと一緒に、「特記事項」か「総括」の部分か、どちらでも構いませんが、主な取り組みについて記載してください。主な取り組みについては恐らく A 3 版の資料の部分（項目別実績）にはなかなか記載できないと思います。病院として、このことははっきり取り組むと記載したい部分があると思います。そういうことは、この最初のところにお書きいただけないかと思います。特に今年度しっかり取り組んだということについて、ここに特出ししていただくことが必要と思います。項目別にしてしまうとどれが一番大事なのかよくわからない。例えば 3 つか 4 つでも、病院ごとに特出しすることを記載していただきたい。 それから、項目別では書ききれないこと、項目別では言えない全体的な課題、つまりこれだけのことをやったという実績について、同時にまた、ある程度率直に、この辺に課題があるという部分も、個別の課題というよりは全体的な課題で特筆・特出した方がよろしいかと思います。これから解決していかなければならないことも、最初のところに大事なことを書いていただけると評価委員会としては分析しやすい。次の項目別も確かに重要ですが、ただ項目別にすればするほど、それぞれのメリハリがわからなくなる、どれが一番大事かわからない。 あともう一つ、項目別の部分が、中期計画は枠組みどおりに作っておりますので、ここにはまりきらないことがあると思います。書いてみたら実はこのことを書く欄がない、それこそ特記事項だと思いますが、そういうことを記載してもらう。 私は以前、機構で作られた四半期報告を拝見しましたが、かなりここに記載すべき内容、実績状況と取組み状況のような内容が書かれていました。特別に違うものを作ることはなるべくしないで、元々作成されているデータを活用されてここに集約されれば、評価委員として知りたいことは網羅されると思っています。その辺はぜひ、評価のために特別な業務時間を取られるのもよくないと思いますので、あるもので結構ですのでぜひそういう意味合いでよろしくお願いします。

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
平賀委員長	よろしいでしょうか。アドバイスいろいろいただきました。我々委員会として、北大路委員が指摘したような、わかりやすい、特徴が分かるような記載をお願いしたい。なかなか難しい問題も確かにありますので、それはそれで取り組もうとしたが、例えば医師確保などなかなか簡単にいかない。そういう実態も分かるように書いていただく。それに対して県は全面的に支援すべきだと、評価委員会としてはそういうコメントが書けると思うのですね、後押しできる点があると思うのです。評価は批判するだけではなく、やはり前向きに県立病院の向上を図るという基本姿勢はあると思いますので、そこを踏まえて資料を作っていただきたいということだと思います。その辺をぜひお願いして、資料を御提供いただければと思います。 他にございませんでしょうか。確認しておきますけど、この基本方針の 3 の評価方法には年度評価と中期目標期間評価の 2 つある。各事業年度に係る業務の実績に関する年度評価、それから 5 年間に係る中期目標期間評価ですね。せっかく皆さんの英知を集めるわけですから、それを活用できるようにまた資料提供もしていただきたいと思います。 あとは基本的な考え方として「基本方針」はよろしいでしょうか。いろいろ注文が出ましたけれども、次のステップへ向けての御意見だったと思います。あと「評価要領」の特に 2 評価の着眼点という記載がありますが、この辺が考え方のところだと思うのですが、よろしいでしょうか。北大路委員は何か追加ございますか。
北大路委員	私はこれで結構だと思います。
平賀委員長	よろしいでしょうか。この中には機構職員のモチベーションを高めることというような、当該の職員のやりがいとかモチベーション、この職務を貫徹するについて支援ですね、そういう評価もあるわけですから、これも重要な点かと思います。その 3 番ですね、機構運営に必要な支援を県が理解すること、ここが今言ったようなむしろ評価委員会が後押しをしていくということも含まれていると思います。 あとはよろしいですか。全般をごらんいただきまして、段取りとしましてはこの評価委員会に業務実績報告をしていただいて、その評価をして委員会として知事に報告をあげる。それから議会に報告をされるということになるわけですね。これは議会の役割っていうのはどういうことになるのでしょうか。ただ報告を受けてわかりましたということになるのか、それについてさらにまた各議員さんから注文が出たり御意見が出たりというような状況になるのか、今質問の形で確認をしたいのですが、この辺はどういうことになるでしょうか。
松浦局参事	法律上、報告ということで知事から議会に対して評価結果が報告されるわけですが、当然議会としては議会の本来のチェック機能である業務の審査というものがありますので、具体的に言うと議会の本会議あるいは所管する委員会等でそれに対する御意見なりあるいは確認等が行われるものと考えております。
平賀委員長	そこで例えば評価委員会がまとめた内容を議会に報告して、議会による独立行政法人運営に関する注文あるいは報告の手直しですか、そういうことはあり得るのでしょうか。

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
松浦局参事	法律上は議会に対しては報告をするだけで、それに対する法律を根拠にした議会からの意見等を示すものはございません。もしあるとすれば次の中期目標策定にかかるところで、議決事項になりますので中期目標あるいは中期計画のあり方、そういったものには直接的に関わります。ただやはり県当局としては、いただいた意見っていうものは当然尊重していかなければなりませんので、日常的な法人への指導なりの中で反映できるものは反映させていくということになるかと思います。
平賀委員長	どうぞ、篠原委員。
篠原委員	評価において、先ほどの 2 着眼点の中の職員のモチベーションという話となると、目標に沿ってしっかりやった、目標に到達できたあるいは目標に到底満たないとかそういう評価が出されたときに、結果として職員給与への影響やその最終的な評価である議会に対しては、どうなるのか。ただこれは法人なので、職員給与への反映ということも考えられるという思いもあります。というのは、県立病院ではできないが地方独立行政法人になったということで、それがモチベーションにつながればいいのかなと思います。信賞必罰のようなものっていうのはないのでしょうか。
松浦局参事	評価がいい場合と悪い場合がありますが、法人の制度上、最終的には代表権のある理事長の経営責任なりが問われる、あるいはそれを受けて今度機構内であっては各病院長の当然管理責任があらうかと思います。一方で非常に良かったという評価についても、具体的に法律上での規定等はありませんが、例えば業務が非常に良ければ法人において、その業務実績を職員の給与や役員の報酬に反映できるという仕組みを今作成しているところでございます。
篠原委員	今、理事長の責任とか病院長の責任という発言がありましたが、現場の職員がいて、現場の職員がどう働くかということについては、必ずしもトップの責任だけとは言えないと私は思うのです。その中で個別な評価というのはなかなかできない、その辺はどういうふうに解釈したらいいのでしょうか。 我々最終評価をするときにですね、例えばこれはマルだ、これはバツだとか言っていたものが、後々 5 年たって中期計画何もできてないじゃないか、では院長更迭だとか理事長の責任という話になってくると、これは評価委員会の責任が重たいわけです。その辺はどういうふうに考えればいいのでしょうか。
松浦局参事	そこもまさしく評価委員会の分析になろうかと思いますが、要するに仮に評価が良くないときにどういった責任があるかという点も含め、ある程度評価をしていただかなければならない、例えば属人的に経営者の問題なのか、あるいは世の中の経済・社会状況が変化した、例えば診療報酬の改定などの影響によるものなのか、そういったものをトータルに評価委員会としては評価していただきたいと考えております。
篠原委員	我々は結果は考えなくて評価をすればいいわけですか、責任というものはあるような気がするのですが。

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
松浦局参事	法律上は評価をしていただいて、その評価を受けてあとはどうするかというのは具体的には設置者である知事の方の職責になってくると考えております。
平賀委員長	最終的に知事の責任ということにお答えがなるようです。委員会の性格、あるいは権限と責任というような話ですね。北大路委員。
北大路委員	我々は我々の信ずるところで評価書を書くのでありまして、その結果をどのように解釈されるかは知事であり、知事から評価を依頼された立場で職責を全うするだけであり、我々が何か影響を考える必要はないと思っております。
松浦局参事	一つ追加でお答えします。評価委員会の業務で、評価に加えて改善勧告ができるという条項がございます。ですから評価委員会としてこうするべきだというのがあれば、評価とあわせてそういった勧告についてもお願いできると思います。
平賀委員長	当委員会は勧告ができるというわけですね。よろしいですか、これぐらいで。 それでは一応この問題につきましては、評価の方法、それから基本的な考え方、基本方針、ある程度議論をしていただいたものですから、一応本案に沿って進めていただきたいと思います。それからスケジュールとしては、2月に評価委員会が開催されるのですが、その前に意見交換会、これも評価委員会なのではないでしょうか。これについて、スケジュールを御説明いただきたいと思います。
松浦局参事	2月に改めて機構に対する評価委員会を開催したいと思います。それに先立って先ほどから申し上げております調査分析のための意見交換ということで、これは正式な評価委員会という会議ではなく意見交換ということで各評価委員とこちらの病院機構あるいは県側が入って行いたいと思います。具体的な日にち等についてはまた追って御連絡の方をしたいと思います。
平賀委員長	どうぞ、北大路委員。
北大路委員	大変僭越ですが私の方からお願いをして、そういう機会について御提案したところ、事務局でそういう段取りを検討してくれました。1回や2回の委員会で報告書を固めてしまうというのは大変難しく、特に最初は難しいと思ひまして。そういう意味でフランクに、もうちょっと円滑に関係者と意見を言い合えるようなものを私はイメージをしたいですけどね、皆さんはどうお考えでしょうか。 もう一つ、評価書を作成するにあたり、私は行政とのお付き合いが長いのですが、事務局が原案を作って全部書き起こしてくれるという形がよくあります。御相談ですが、もし差し支えなければ、評価の原案的なものを私の方でドラフト（下書き）を書かせてもらい、それを皆さんに御自由に見ていただき、意見交換により、簡潔なそしてこの趣旨に合う、即ち県民のためになる、病院そして役員の人たちの経営にとって役立つようなアドバイスなどについて、なるべくエッセンスの部分だけのコンパクトな文章を書かせていただく。これを共有して合意がある程度できたら次の本委員会で承認を得る、そ

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
(北大路委員)	ういうことをしないと評価書の作成は難しいのではないかと考えています。何回も集まるわけにもいかないですし。もしよろしかったら委員会としてそういうプロセス、それを念頭に持っていたものですから、まずその皆さんのお考えが大体意見交換会でお互いにわかると思うのです。どんなことが盛り込まれなきゃいけないというようなことは。おおよその雰囲気と書くべき盛り込むべき内容がそこで恐らく分かるので、そこで私の方で原案を 1 週間 2 週間いただいて作成する、というイメージです。
平賀委員長	そういう北大路委員のお考えですね、大変建設的な御意見だと思います。意見交換を 1 回やってみてフランクに話をする、このような御提案ですが、いかがでしょうか。
篠原委員	確かに何度も集まるというのも難しいところではありますので、(北大路委員に) お願いできればありがたいことです。
平賀委員長	では、そういう段取りでお願いしたいと思います。ちょっと忙しくなるかもしれませんが、できればこのスケジュールに合わせた方がいいので 3・四半期というと 12 月ですね。暫定評価の資料を大至急作っていただいて。意見交換会は皆さんのスケジュール調整を事務局でやっていただいて、それから資料作りですね。資料を前もって回していただいた方が、皆さんに見ておいていただいてざっくばらんにその意見を聞けるかと思えます。それをもとに、北大路委員から御提案があったように評価委員会としての報告原案みたいなものを作っていただける。非常に建設的なプランだと思いますね。そういうスケジュールでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
松浦局参事	病院機構とも相談して具体的な日程を詰めていこうと考えております。
平賀委員長	理事長、期間のこともあるようですが、いかがでしょうか。
神原理事長	基本的に 1 月に 12 月のデータを出すのは難しいので、2 月には 11 月までのデータになると思います。これは我々の業務の中で、すべてが県から機構に移ったもので、データが今までのコンピュータから切り離されたものですから、それを立ち上げるのにまだ四苦八苦しています。ですが月々のデータは 10 日か 2 週間後に出すというシステムをつくり上げつつあります。当然ここに記載されているようなものは可能な範囲で準備させていただきます。資料も作らせていただき、次年度の評価ができるようにしたいと思います。
平賀委員長	よろしいでしょうか。機構も御協力いただけるということでお願いしたいと思います。 それでは 3 番目の報告事項、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員報酬支給基準の改正について」、これは報告事項ですが、これについての御説明をお願いします。
松浦局参事	その前に 1 点追加させてください。先ほど議会との関係についてですが、毎年度負担金については予算審議されております。2 月議会で翌年度の負担金の予算について提案されますので、その時点で何らかの審議なりがあるということは想定されます。

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
平賀委員長	では、3 番目の報告についてお願いします
松浦局参事	それでは資料の 5 をお願いします。これは地方独立行政法人法の規定に従いまして、機構において役員報酬基準を変更した場合に手続を行うもので、現時点では正式な届け出はなされておられません、この 11 月末に役員報酬の変更が予定されていると聞いております。その基準の変更につきまして機構から基本的な考え方を御説明いただきまして、それについて御意見があればこの評価委員会の場において伺いたいと考えております。基本的な考え方について機構の方から御説明をお願いします。
杉山副理事長	機構の副理事長の杉山でございます。よろしくお願いいたします。 資料の 5 に基づいてご説明申し上げます。「地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員報酬支給基準の改正について」ということです。地方独立行政法人の役員報酬につきましては、地方独立行政法人法におきまして国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めなければならないとされておりますことから、当機構の役員の給与につきましては静岡県の特別職の報酬制度を踏まえ制度設計しているところです。 先般、静岡県人事委員会から職員の期末勤勉手当の支給率の引き下げ、その他の給与制度の改正の勧告がなされたことを受けまして、県では特別職の期末手当を引き下げるものと考えられることから、当機構の役員の期末手当について県と同様の引き下げを行うことを予定しています。 具体的には 2 の (1) 支給率の改正 (案) というところですが、ア 平成 21 年 12 月期に記載しておりますように、支給率を現行の 1.75 月を 1.65 月に引き下げるものでございます。これによりまして、平成 21 年度の支給率の合計はその下のイのところでございますけれども、平成 22 年度給与支給率と同じく既に改正が行われました 6 月期の 1.45 月と合わせまして 3.10 月となります。この改正につきましては、今月 25 日に開催を予定しています当機構の理事会の議を経た後、理事長が決定し県に届け出を行う予定としております。なお施行日は 11 月末日を予定しております。以上御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。
平賀委員長	この点につきましていかがでしょうか。これは報告事項となりますが、意見を求められましたものですから、意見がございましたらご発言ください。県等に合わせていただいたということですね。 よろしいですか。これについては 11 月末に決まるということですから、ちょっと早めにこの評価委員会で報告がなされましたけれども、これにつきましては正式に届け出がなされた折には、県から評価委員会へ通知が来る。変更がなければこの通りということで、もし変更があればまた委員長一任ということで、こちらへ一任させていただくということになります。よろしいでしょうか。 【「異議なし」という声あり】 ではそういうことで、よろしくお願いします。 それでは他にございませんでしょうか。一応これで今回の議事はすべて終了いたしました。では進行を事務局にお返ししますので、よろしくお願いします

平成 21 年度 第 1 回 評価委員会 議事録

発言者 (項目)	発言内容 (要旨)
司会	ありがとうございました。それでは最後に県を代表いたしまして、池谷厚生部長代理からあいさつを申し上げます。
池谷厚生部長代理	厚生部の池谷です。本日はお忙しいところありがとうございます。また貴重な御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。本日提出いたしましたこの資料は多少具体的ではなかったところがありまして、少しイメージするのが難しかったかもしれません。皆様の御指摘のありましたように数値を提示するとか、メリハリをつけるとか、要はわかりやすい資料を今後機構の方をお願いをして作っていただくようにしたいと思います。もう一つ、要領の中に着眼点の 3 つ目に機構運営に必要な支援を県が理解することという内容がありますが、ややもすると、病院の事業っていうのは病院の中で終わってしまうことが多く、今まで県と病院のつながりというのはどうだったのかということもあります。今回法人にはなりましたが、この評価委員会の皆様の御意見や、評価委員会の法人とのやりとり、その中で法人にはなりましたがかえって業務の中身について県がこういうことを今後やっていけばいいというのが、今まで以上に理解できるのではないかと考えております。県も一緒になって頑張っていきたいと思いますので、これからもよろしくをお願いをしたいと思います。以上です。
司会	ありがとうございました。平賀委員長をはじめ委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。次回開催、意見交換等の日程につきましては追ってご連絡いたしますので、よろしくお願い申し上げます。 以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。